

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	17	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業投資促進税制の拡充(食品企業者関係)		
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>中小企業者等が一定の設備投資やIT投資等を行った場合に、税額控除（7%）又は特別償却（30%）の選択適用を認めるもの</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○即時償却 ○税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ ○資本金3000万円超1億円以下の法人についても7%の税額控除の適用 ○特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長する措置を講じた上で、適用期限を平成27年度とする。 <p>（一定の要件：以下のいずれかに合致することを要件とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの ②ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上 ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計160万円以上 ③取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの 		
関係条文	<p>地方税法23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲8,428 (▲69,400) [平年度] ▲8,428 (▲69,400)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っているとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化等への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>昨今の中小企業の業況は、持ち直しを見せつつも大企業と比べ回復が遅れが見られている。一般的に大企業と比べて財務基盤が脆弱な中小企業においては、積極的な事業展開への意欲や技術力等を有していても、十分な資金を充当できず機動的な設備投資等に遅れが見られる。他方、中小企業は我が国の雇用・産業創出の原動力であり、意欲ある中小企業の設備投資を促進し、生産性の向上等を図っていくことが、我が国経済の持続的な成長のために重要な課題である。</p> <p>また、日本再興戦略（平成25年6月24日閣議決定）において、「生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等）を促進する取組みを強力に推進する」とされているところ、特に生産設備の老朽化が著しくなっている中小企業においては、ソフトウェアやハードウェアが組み込まれた自動制御型の設備の導入は、中小企業の直面する課題の解決や労働生産性向上等に資するものである。そのため、中小企業における設備投資を強力に後押ししていくため、以下のような措置を講じたうえ、適用期間を延長することが必要である。</p> <p>① ITを活用した設備投資に係る特別償却割合等の引上げ等</p>		

中小企業の抱える経営課題は多岐にわたるが、様々な経営課題の解決のためにITの活用を考えている中小企業は多い。また、労働生産性向上の取組みとして見ても、自動化などを含むITを活用した設備投資の取組みは即効性が特に高い。

しかしながら、中小企業において、「ITの活用が必要と考えているが、ITを導入していない」理由は、「コストが負担できない」とする中小企業が多くなっている（平成24年度中小企業白書）。特に商品・サービスの製造・提供過程における機械のシステム制御の導入は、投下資金も多額に上ることから進んでいない。そのため、投下資金の一層の早期回収を図ることを可能とし、中小企業の資金繰りに更なるメリットを生じさせることができる措置が求められている。

以上を踏まえ、中小企業投資促進税制において、中小企業の経営課題を解決するとともに、労働生産性の向上を図るため、ソフトウェア及びソフトウェアと一体となった設備の導入に際し特別償却、税額控除割合の引上げの措置を講じることで、中小企業のIT化、自動化に資する設備導入にかかる費用負担の軽減を図ることが必要である。

また、高い設備投資意欲を有する資本金3000万円超1億円以下の中小企業について、ソフトウェア及びソフトウェアと一体となった設備の導入に際し、現行措置では適用されない税額控除（7%）についての適用を認め、更なる設備投資のインセンティブを付与することで設備投資を強力に促進する必要がある。

②特別償却不足額・税額控除限度額超過額の繰越期間の延長

ITを活用した設備投資は、大規模な投資となる傾向がある一方で、金融機関等外部への資金調達依存度の高い中小企業では、大規模投資を行った場合であっても円滑な資金調達を図るため黒字を維持する必要がある。そのため、特別償却の1年間の繰越し期間内で償却限度額まで利用しきれない可能性があることから、中小企業の大規模な投資に係る税制措置のメリットを中小企業が十分

に享受できるようにすることで、中小企業の大規模投資を促進していくために特別償却不足額の繰越期間の延長が必要である。

また、税額控除については、現行制度において取得価額の7%（法人税額の20%上限）とされており、法人税額の20%を超過する部分については一年間の繰越し適用が認められているが、翌事業年度の法人税額が僅少であった場合等により、大規模な投資を行った場合の税額控除の繰越し制度を活用しきれない可能性がある。そのため、中小企業の大規模な投資に係る税制措置のメリットを中小企業が十分に享受できるようにすることで、中小企業の大規模投資を促進していくために税額控除限度額超過額の繰越期間の延長が必要である。

本要望に
対応する
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p>
	政策の達成目標	やる気のある農林水産関連中小企業の前向きな投資を包括的に支援することにより、雇用の安定・新事業創出の推進をもって、国民経済の発展を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日(2年)
	同上の期間中の達成目標	農林水産関連中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率について、前年平均値と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す(2年間で10%ポイントの向上)。
政策目標の達成状況	平成21年から持ち直しを続けてきた我が国経済は、平成23年3月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成24年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、かつ、業績見通しが悪化していることを背景として、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は低下傾向にあることから、依然、本税制措置により設備投資の促進を図る必要がある。	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(適用期間内における適用事業者数)</p> <p>平成26年度 9,397社 平成27年度 9,397社(全体39,762社)</p> <p>注)適用件数は、工業統計(経済産業省)における中小事業者数のうちの食料品製造業等の事業者数の割合(2割)を適用件数として推計している。</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置の現行制度については、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のもものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約42%となっており、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資の実施を後押ししている。</p> <p>さらに、特別償却割合の引上げ等の措置の拡充については、ソフトウェア及びソフトウェアと一体となった設備等対象資産を限定して特別償却割合と税額控除割合の引上げを行うことにより、生産性向上のために特に即効性のあるIT化、自動化に資する設備等への投資についてインセンティブを付与するものとなる。</p> <p>更に、これまで税額控除の適用が認められていなかった資本金3000万円超1億円以下の中小企業について、ソフトウェア及びソフトウェアと一体となった設備等対象資産を限定して税額控除を認めることで、高い設備投資意欲を有する中小企業の設備投資を強力に後押しすることに資する。</p>

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	<p>設備投資関連の税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と生産等設備投資促進税制がある。</p> <p>①商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税率の引上げに備え、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の経営改善を図るための店舗改装等に係る設備投資の促進を目的としており、対象となる設備は経営改善に資する器具備品と建物附属設備とされていることに対して、本特例措置では、機械装置、器具備品のうち事務処理の能率化に資するもの、品質管理の向上に資するもの等を対象としており、目的及び対象となる設備の範囲が異なる。</p> <p>②生産等設備投資促進税制は、主として大企業の設備投資需要を喚起することを目的としており、適用の要件として前年比で10%以上投資が増加していること等が求められていることに対して、本特例措置では、中小企業の生産性の向上等を目的として、取得価額要件や一定スペック以上のものに対象設備を限定しており、目的及び対象となる設備の範囲が異なる。</p>
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	<p>本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化や生産性向上に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置にかかる拡充要望については、ソフトウェア及びソフトウェアと一体となった設備等対象資産を限定して特別償却割合と税額控除割合の引上げ、税額控除適用の範囲拡充を行うことにより、生産性向上のために特に即効性のあるIT化、自動化に資する設備等への投資について一層のインセンティブを付与するものとなる。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	農林水産関連中小企業において、継続した利用実績がある。 (単位：百万円)								
		20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込み)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
	減収額	3,296	2,631	2,794	2,794	2,794	2,794	4,100	4,100
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(道府県民税) 特別償却 30億円、 税額控除 6億円 (事業税) 特別償却 96億円、 税額控除 — (市町村民税) 特別償却 74億円、 税額控除 14億円 (地方法人特別税) 特別償却 78億円 (適用業種全体の総数)								
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	本税制制度は、中小企業に幅広く利用されており、中小企業の設備投資が下支えされているとともに、中小企業の生産能力の拡充や生産性向上に寄与する設備導入が後押されている。								
前回要望時の達成目標	やる気のある農林水産関連中小企業の前向きな投資を包括的に支援することにより、雇用の安定・新事業創出の推進をもって、国民経済の発展を図る。								
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成24年後半における円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、かつ、業績見通しが悪化していることを背景として、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は低下傾向にあることから、依然、本税制措置により設備投資の促進を図る傾向にある。								
これまでの要望経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8ト以上→3.5ト以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)								
	ページ	17—5							